

平成18年度

社会保険事業計画
(案)

— (抜粋) —

社会保険庁

※ 目標については、今後、厚生労働省から示されるものであり、変更が有り得る。

I. 事業運營方針

事業運営方針

社会保険制度は、国民が安心して生活をしていく上で、揺るがすことのできない社会基盤の根幹であり、いわば、国の基礎の一つである。

また、近年、幾多の制度改正を経て、複雑かつ高度なものとなり、長い歳月を重ねて成熟度を増し、少子高齢化社会を迎えて、財政規模もそのシステムも、大規模化の一途を進んでおり、これを、正確にかつ効率的に運営することは、極めて重要な課題である。

社会保険庁の業務の抜本改革については、平成16年8月に、社会保険庁改革推進本部を発足させ、同年秋には、80項目の「緊急対応プログラム」をとりまとめるとともに、「社会保険庁は変わります」宣言を発表し、①国民サービスの向上、②予算執行の透明性の確保、③個人情報保護の徹底、④保険料徴収の徹底、⑤組織の改革の5つの柱にわたる業務改革に取り組んだ。

また、平成17年5月に、内閣官房長官の下に設置された「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」の最終とりまとめにおいて、平成20年10月を日途とする組織改革案がとりまとめられたことを踏まえ、平成17年6月には、「社会保険庁は変わります」宣言（PART2）を公表し、平成17年度から19年度までの3年間を「改革のセカンドステージ」と位置づけ、年金新組織が発足するまでの間に、社会保険庁をどのように変えていくかを国民の皆様にも明らかにし、その実現に向けて精一杯努力していくことを約束した。

具体的には、平成17年9月に、厚生労働大臣の下に置かれた「社会保険の新組織の実現に向けた有識者会議」の議論を経て、「業務改革プログラム～セカンドステージにおける改革の取り組み～」として、120項目の取組とともに、次の到達目標を掲げたところであり、平成18年度事業計画においては、これに沿った取組を進める。

この際、社会保険庁の第一線機関である社会保険事務所と社会保険事務局においては、次の到達目標のうち、とりわけ、国民年金の保険料の収納率の向上対策を最優先の課題として、人材と資源を振り向け、全力を注ぐこととする。

（1）最重要課題の3分野

①＜国民サービスの向上＞

行政サービスのトップランナーとなるべく、国民のニーズに的確に対応した、よりきめ細やかで迅速なサービスの提供を実現する。

（到達目標）

- お客様の声に対応したサービス改善を継続的に推進する仕組みを整備し、

高い満足度を得られるサービスを実現する。

- 社会保険事務所等に直接お越しただかなくても年金相談の目的が果たせるよう、電話応答率の向上や年金個人情報の提供の充実等に取り組む。
 - ・ 電話相談の応答率を、できる限り早期に8割以上に向上させる。
 - ・ 各種通知書等について分かりやすい内容に改めることにより、相談・苦情を3割削減。
 - ・ ポイント制の導入（平成20年4月）に先立って、年金個人情報をお知らせするサービスの充実を図る。
- すべての国民が年金相談及び年金電話相談に満足できるものとなるよう、質の向上を図る。
- すべての被保険者及び年金受給者の記録の整備・管理を確実に行う。
- 全国のどの社会保険事務所等を利用した場合にも、迅速なサービスが確実に提供される体制を確立する。
- 全国のどの社会保険事務所等を利用した場合にも、全国共通の事務処理によるサービスが提供されるよう標準化を図る。
- 定型的な業務の外部委託の徹底及び届書等の電子申請・磁気媒体化の推進による事務処理の効率化を図る。
- お客様の利便性の向上と効果的な業務の展開を図るため、社会保険事務所の配置等の見直しを行う。
- 政管健保公法人の設立を見据え、保険者機能の強化を図り、地域の状況や利用者の声を反映した効果的な保健事業や情報提供の充実など被保険者サービスの向上を図るとともに、新たな事務処理体制の基盤を構築する。
- 企業において効率的に事務が実施されるための対応を推進する。

②＜年金制度の周知徹底＞

公的年金の意義・役割・有利性を分かりやすくお伝えし、公的年金に対する国民の幅広い理解を得る。

（到達目標）

- 創意工夫を凝らした年金広報・教育を推進し、国民の皆様の年金制度への理解を深める。
- 年金の受給権を確保するとともに、年金の低額化を防止する。

③＜保険料収納率の向上＞

負担能力に応じた公平な保険料負担を徹底し、公的年金制度の安定的な運営を図るための対策を強化する。

（到達目標）

- 所得情報等を活用した未納者に対する効率的・効果的な納付督促を展開するとともに、「量」重視から「質と量」を重視した収納対策への転換を図る。
- 強制徴収対象者の60万人への拡大及び徴収体制の抜本的な強化を図る。

- 保険料を納めやすい環境づくりを推進し、収納率の向上を図る。
 - ・口座振替率を平成19年度までにクレジットカード払いを含め、50%に向上させる。
- 民間のノウハウとの組み合わせにより、効率的で質の高い業務の実現を図る。
- 免除申請者の負担軽減を図るとともに、免除を受けることが可能な者の申請漏れを防止する。
- 市町村及び各種団体との新たな連携・協力体制を確立する。
- 厚生年金・健康保険の未適用事業所について、厳格・適正な適用を推進し、保険料負担の公平性を確保する
- 労働保険との徴収事務の一元化を推進する。

(2) 更なる対応を進める3分野

④ <予算執行の無駄の排除>

最も無駄のない役所を実現する。

(到達目標)

- 効率性・透明性・厳格性が徹底された会計の仕組み・予算執行を確立する。
- システムの刷新、調達方式の見直し等により、システム関連のトータルコスト(初期コスト+ランニングコスト×耐用年数)の低減及び業務運営の合理化を図る。

⑤ <個人情報保護の徹底>

個人情報保護への認識が徹底された職場を実現する。

(到達目標)

- 個人情報保護の重要性についての認識が徹底された職場を実現する。

⑥ <意識改革の徹底>

業務改革・組織改革を着実に実行するための基盤となる職員一人ひとりの意識改革を実現する。

(到達目標)

- すべての職員が改革意識を有する組織を実現する。

社会保険制度は、国民の安心と生活の安定を支えるセーフティネットとしての役割を担う重要な制度であるため、平成18年度社会保険事業計画においても、国民の信頼に応えられるよう、全力を挙げて、事業運営に取り組むこととする。

Ⅱ. 実 施 計 画

【目標】は、厚生労働省が定める「社会保険庁が達成すべき目標」の記述
(但し、6 (1) (2) (5) (6) は、社会保険庁が定める独自の目標)

【計画】中、「※」の付されている項目は緊急対応プログラム又は業務改革プログラムの事項

「数値目標」

- ・厚生労働省が定める「社会保険庁が達成すべき目標」に盛り込まれた数値目標を計上している。

「計画数値」

- ・社会保険庁が自ら定める努力目標として、計画の進捗管理を数値により行うために示すもの。平成18年度に実施する計画(予定)数値を計上している。

「見込数値」

- ・事業計画として、業務の規模をつかめるように示すもの。経済情勢等に左右され、保険者努力が反映されにくい数値について、平成18年度の見込数値を計上している。

1. 適用事務に関する事項

(1) 国民年金の適用の適正化

【略】

(2) 厚生年金・健康保険・船員保険の適用の適正化

【目標】 厚生年金保険事業・政府管掌健康保険事業・船員保険事業の未適用事業所（船員保険は船舶所有者）の適用を促進するとともに、適用事業所からの被保険者資格の得喪、被扶養者、標準報酬月額及び標準賞与額等に係る適正な届出を促進する。

〔数値目標〕 適用事業所数に対する事業所調査件数（資格に関する調査のみ）の割合：4分の1以上

【計画】

① 未適用事業所の適用促進

ア 法人登記申請書、雇用保険の適用事業所情報等を活用し、未適用事業所を把握する。

イ 未適用事業所の事業主に対し、社会保険労務士等による巡回説明を実施する。

ウ 一定規模以上の従業員を使用する未適用事業所を対象として、重点的な加入指導を行うとともに、職権適用を実施する。また、一定規模以上については、次のとおり拡大する。※＜拡充＞

	平成17年度	平成18年度
重点的な加入指導対象	15人以上	10人以上
職権適用対象	20人以上	15人以上

エ 平成17年度に5ヶ所の社会保険事務所を対象として開始した適用促進業務に係る市場化テストのモデル事業（未適用事業所の把握業務及び加入勧奨業務に限る。）の実施状況を踏まえ、より効果的な実施方法、委託業者の成果に係るモニタリング方法を検討するとともに、全国的な展開を目指して平成18年度は104か所の社会保険事務所に拡大する。※＜拡充＞

オ その他、船員保険については、地方運輸局等からの雇入公認申請書による船舶所有者情報、船員法適用船舶所有者名簿等を活用し、未適用船舶所有者を把握する。また、漁船被保険者に係る失業（保険）部門の適用について実態調査を実施する。

② 適用事業所に対する指導及び事業所調査

ア 適用事業所の事業主に対し、被保険者等に係る届出を適正に行うよう指導する。特に、資格取得届の届出漏れ等が多くなる傾向にある短時間就労者、高齢就労者、外国人就労者等や平成15年度から被保険者ごとに届出が必要となった賞与に係る届出の指導について、重点的に行う。

イ 医療費の適正化を図る観点からも、被保険者資格喪失届等への確実な被保険者証の添付を指導する。

ウ 適正な届出の指導が特に必要と見込まれる上記の就労者が多い事業所等に対する重点的な調査や賞与支払届を提出しない事業主に対する調査を実施する。

- エ 解散や休業を理由とする全喪届受付時に、当該事実を確認する添付書類を求め、めるなど事業実態の的確な把握に努め、違法な脱退を防止する。
- オ その他、船員保険独自の取り組みとして、地方運輸局等からの雇入公認申請書による船員情報を活用し、適正な届出の指導を行う。
- カ 当面、平成19年度までに全体の15%以上の適用事業所から電子申請・磁気媒体での届出が行われるよう、利用促進に係る取組を実施する。※<新規>

		18年度計画	16年度実績
計画数値	・新規適用事業所数		
	厚生年金保険	前年度を上回る	58,265所
	政府管掌健康保険	前年度を上回る	57,945所
	船員保険	前年度を上回る	144所
	・巡回説明実施事業所数		
	厚生年金保険・政府管掌健康保険	(地方計画の積上げ)	48,765所
	・重点加入指導実施事業所数		
	厚生年金保険・政府管掌健康保険	(地方計画の積上げ)	3,513所
	・事業所調査効果件数		
	[資格得喪関係]		
厚生年金保険	前年度を上回る	64,066件	
政府管掌健康保険	前年度を上回る	55,228件	
[標準報酬月額関係]			
厚生年金保険	前年度を上回る	78,477件	
政府管掌健康保険	前年度を上回る	70,680件	
見込数値	・全被保険者資格喪失事業所数	18年度見込	16年度実績
	厚生年金保険	39,000所	46,092所
	政府管掌健康保険	37,000所	43,915所
	船員保険	200所	218所
	・適用事業所数		
	厚生年金保険	1,658,000所	1,631,671所
	政府管掌健康保険	1,521,000所	1,498,226所
	船員保険	6,100所	6,347所
	・賞与支払事業所数(年度延数)		
	厚生年金保険	1,953,638所	1,957,551所
	政府管掌健康保険	1,659,519所	1,671,868所
	船員保険	4,145所	4,199所
	・資格取得被保険者数		
	厚生年金保険	5,869,747人	6,453,507人
	政府管掌健康保険	4,742,171人	4,529,561人
	船員保険	27,028人	25,210人
	・資格喪失被保険者数		
厚生年金保険	5,584,362人	6,069,532人	
政府管掌健康保険	4,181,465人	4,401,356人	
船員保険	23,310人	26,228人	
・被保険者数			
厚生年金保険	32,851,000人	32,491,043人	

政府管掌健康保險	19,223,000人	18,930,749人
船員保險	63,332人	66,081人
・被扶養者数		
政府管掌健康保險	17,150,761人	16,685,610人
船員保險	94,588人	108,705人

2. 保険料等収納事務に関する事項

(1) 国民年金の収納率の向上

【略】

(2) 厚生年金・健康保険・船員保険の徴収対策の推進

【目標】 厚生年金保険事業・政府管掌健康保険事業・船員保険事業の保険料等の確実な納入を促進するとともに、社会保険料等を滞納する事業主（船員保険は船舶所有者。）に対する納付の督促及び滞納処分を確実に実施する。

〔数値目標〕・保険料収納率

厚生年金保険：98.2%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保

政府管掌健康保険：97.6%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保

船員保険：91.7%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保

・口座振替実施率

厚生年金保険：84%以上

政府管掌健康保険：85%以上

船員保険：57%以上

【計画】

① 納期内納入の励行指導

ア 保険料の納め忘れの防止や納付手続きの簡素化を図るため、口座振替による保険料納付の促進を図る。

イ 残高不足等により口座振替不能となった事業所に対しては、再発防止の指導を行う。

ウ その他、インターネット等（マルチペイメントネットワークシステム）を利用した保険料納付も可能であることを周知する。

② 滞納事業所に対する納付指導及び滞納処分

ア 保険料納付の督促を早期に着手し、滞納保険料額が大きくなならないうちに保険料の徴収を行う。

イ 滞納事業所の倒産、不渡情報等を早期に把握し、必要に応じて滞納処分の早期着手に努める。なお、滞納処分の実施にあたっては、十分に財産調査を行い、実効のある処分を行う。

ウ 長期又は大口となった滞納事業所等に対する滞納整理については、十分に対策を立て、計画的に実施する。

③ 労働保険との徴収事務一元化の推進

ア 社会保険・労働保険徴収事務センター（平成15年10月に各社会保険事務所に設置）で実施している事務の更なる推進

a 届出の受付

社会保険の算定基礎届及び労働保険の年度更新申告書の受付を行う。

また、徴収事務センターで受け付ける労働保険の届出書の範囲を拡大する。

<新規>

b 事業所説明会の開催

社会保険の算定基礎届及び労働保険の年度更新に関する事業所説明会を同時（3月又は4月）に開催し、併せて両保険の適用勧奨、制度改正周知等を実施

c 滞納整理の実施

社会保険と労働保険のいずれの保険料も滞納している事業所（共通滞納事業所）について、納付督促及び差押えなどの滞納処分は社会保険職員が労働保険についても実施

イ インターネットによる社会保険と労働保険に係る届出の一括申請

・社会保険と労働保険の各種届出の共通項目について一括申請（7グループ19届出）の利用促進を図る。

		18年度計画	16年度実績
計画数値	・ 共通事業所調査 （共通調査事業所数）	1,500件	1,132件
	・ 滞納整理 （共通滞納事業所選定数）	前年度を上回る	2,120件
見込数値		18年度見込	16年度実績
	・ 保険料等収納額		
	厚生年金保険	207,402億円	194,537億円
	政府管掌健康保険	66,040億円	64,619億円
	船員保険	625億円	652億円
	児童手当	1,321億円	1,319億円
	・ 保険料等調定額		
	厚生年金保険	211,195億円	198,022億円
政府管掌健康保険	67,563億円	66,220億円	
船員保険	679億円	711億円	
児童手当	1,341億円	1,327億円	

3. 保険給付事務に関する事項

(1) 年金給付の的確な実施

【略】

(2) 健康保険の医療費の適正化

【日標】 政府管掌健康保険事業・船員保険事業におけるレセプト情報管理システムを活用した効率的なレセプト点検調査の実施及び被保険者等に対する適切な受診指導等を行うことにより、医療費の適正化を推進する。

〔数値日標〕 被保険者1人当たりレセプト点検効果額

- | | | | |
|----------------|----------|------|----------|
| ・政府管掌健康保険：内容点検 | 738円以上 | 外傷点検 | 511円以上 |
| ・船員保険：内容点検 | 1,049円以上 | 外傷点検 | 1,067円以上 |

【計画】

① 効果的かつ効率的なレセプト点検調査の実施

- ア 内容点検については、同一の被保険者又は保険医療機関に係る数か月のレセプトを突合し点検する縦覧点検を中心に実施する。
- イ 外傷性点検については、業務上及び第三者行為に該当するレセプトを的確に把握し給付費の返還を求める。
- ウ 点検対象レセプトの抽出についてはレセプト情報管理システムを活用し、効率的な実施に努める。
- エ 各地方社会保険事務局の保有するレセプト点検に関する情報を共有化し、より効果的な点検を行う。〈新規〉
- オ 保険医療機関からの請求内容について調査が必要な場合等については、保険医療機関等の指導監査担当部署にその情報を連絡するなど連携を密にする。
- カ 重複受診等については事業主及び被保険者に対し適切な受診を行うよう指導する。

② 第三者行為保険事故に係る損害賠償請求権の迅速な行使

- ア 交通事故等による受診の場合については、第三者行為傷病届の届出を行うよう事業主及び被保険者に対し指導・啓発する。
- イ 債務者から納入されないまま時効により損害賠償請求権が消滅するおそれがある場合においては、時効の中断措置を講じる等の確な債権管理を実施する。

③ 医療費通知

被保険者等に対し12ヶ月分を対象に計画的に医療費通知の送付を行う。

④ 高医療費地域における医療費適正化対策

- ア レセプト情報から事業所毎の医療費特性等の分析を行う。
- イ 分析結果を基に内容点検における重点事項を定めるとともに、社会保険総合健康管理推進事業の重点的事項として、保健師を事業所に派遣し、事業主及び

被保険者に対し健康管理及び健康づくり等の認識を喚起させるための指導を行う。

計画数値		18年度見込	16年度実績
	・資格点検効果額	2,107円	2,499円
見込数値		18年度見込	16年度実績
	・医療給付費		
	健康保険	36,123億円	33,754億円
	船員保険	196億円	255億円
	・医療費通知件数		
	健康保険	22,991,314件	22,170,781件
	船員保険	68,100件	74,516件
	・負傷原因照会件数	385,115件	385,117件
	・求償件数		
	健康保険	137,386件	146,672件
	船員保険	463件	599件
	・求償決定額		
	健康保険	6,313,686,180円	8,068,586,780円
	船員保険	53,129,223円	62,127,170円

(3) 健康保険の現金給付の適正化

【目標】 政府管掌健康保険事業・船員保険事業における傷病手当金等の現金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。

〔数値目標〕 請求書を受け付けてから、給付金が決定され、支給決定通知書が届くまでの処理日数（サービススタンダードの達成率100%*の実現を図る）

- ・ 傷病手当金 : 3週間以内
- ・ 出産手当金 : 3週間以内
- ・ 出産育児一時金 : 3週間以内
- ・ 家族出産育児一時金 : 3週間以内
- ・ 埋葬料（費） : 3週間以内
- ・ 家族埋葬料 : 3週間以内

（※ 達成率100%は、傷病手当金の医師照会のうち著しく判断に時間を要するものを除く）

【計画】

ア 「サービススタンダード」の達成状況を把握・公表し、問題のある点については改善のための対策を徹底する。（17年度における達成状況の公表は18年5月日途）※<修正>

イ 傷病手当金の支給に関し、療養内容について十分に審査を行い、その適正化を図る。

ウ 柔道整復師の施術に係る療養費の支給に関し、施術内容について十分に審査を行い、その適正化を図る。

		18年度見込	16年度実績
見込数値	・ 現金給付費		
	健康保険	5,335億円	5,187億円
	船員保険	54億円	54億円
	・ 被保険者1人当たり支給日数（傷病手当金）		
	健康保険	1.27日	1.37日
	船員保険	6.22日	6.24日